

KNC NETWORK NEWS

2015年6月27日 発行

気になる記事: TPP 関税撤廃 95%超一自由化率最高 日米、最終交渉へー

米議会がオバマ米大統領に強力な通商交渉権限を認めたのを受け、環太平洋経済連携協定(TPP)の締結に向けた2か国間の最終交渉に入る。7月中に目指す12カ国による全体合意に向け、中核の日米が質の高い水準で合意し、アジア太平洋地域の貿易自由化を加速する。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言: 違う企業文化に身を置くことで、経営者としての幅が広がるのだ。「純粹培養」を尊ぶ時代は終わったと思う。

(日立製作所・相談役 川村 隆氏)

ー 所長コメント: 転勤・出向・派遣・配置転換等は、自己研鑽のチャンスです。現地・現場で苦しいことを味わうことで、いろいろなことが見えてきます。自分の成長の糧となり、将来の財産となります。YESの発想で受け止めることが大切。ー

消費税額の計算方法 《税務》

原則課税方式は、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて計算する原則的な方法です。一方、簡易課税方式は、受け取った消費税にみなし仕入率を掛けて算出した額を支払った消費税とみなして計算する方法です。

原則課税方式では、預かった消費税より支払った消費税のほうが多ければ還付を受けられます。大きな設備投資をすると、課税仕入れにかかる消費税額が増えるので、本則課税制度の方が還付を受けられて有利になる可能性が高くなります。一方、簡易課税方式は、預かった消費税から一定額を支払ったとみなすため還付はありません。

簡易課税方式のみなし仕入率は業種ごとに定められています。今年4月以降に開始する課税期間では、卸売業 90%、小売業 80%、製造業等 70%、飲食店業・その他事業 60%、金融業・保険業・運輸通信業・サービス業(飲食店業除く) 50%、不動産業 40%の6区分です。

簡易課税方式は、前々事業年度(基準期間)の課税売上高が5千万円以下の事業者で、課税期間開始前の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出したら、2年間に変更できません。

結婚・子育て資金の一括贈与、借上げ社宅に係る費用も非課税 《税務》

内閣府は6月1日、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置Q&Aを更新しました。同特例の非課税対象となる結婚関係の家賃等として、民間企業等が保有する社宅だけでなく、借上げ社宅に係る費用が含まれることが明確化されました。

今年4月1日に公表されたQ&Aでは、結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用として、「社宅に住む場合」にとどまっていた。

今回のQ&Aにより、社宅の範囲に借上げ社宅が含まれる旨を明記。社宅に係る領収書等の添付書類として、「受贈者が勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結したことを確認できる書類(社宅使用契約書(写)、入居決定通知書(写))」、又は「前述のような書類がない場合は、社宅使用申込書(写)及び給与明細(写)」が提出された場合には、受贈者が賃貸借契約を締結したものとみなし、非課税対象になることを明確化しました。

また、6月5日には、子の育児に係る費用における支払先について、教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置と比べ、適用の可否を一目で確認できる比較表も追加しています。

レンタル収納スペースの所得について 《税務》

レンタル収納スペース事業に類似するともいえる倉庫事業に係る収入は、事業所得又は雑所得とされる一方、レンタル収納スペース事業は不動産所得と考えられます。一見、不動産の貸付けによる対価と思えても、例えば有料駐車場などでは、自己の責任で他人の物を保管する場合は事業所得又は雑所得、そうでない場合は不動産所得となります。その対価が主に荷物を預かるという、いわば役務提供に対するものか、又は主に不動産の貸付けに対するものなのかで所得区分が異なります。

倉庫事業は一般的に利用者と寄託契約を結び、主に荷物を預かることへの対価として事業所得又は雑所得となりますが、レンタル収納スペースは一般的に利用者と賃貸借契約を結び、主に収納場所の貸付けに係る対価として不動産所得と考えられます。

ただし、契約内容等によって、例えば管理者が常駐する場合などで、主に荷物を預かることへの対価とされれば、事業所得又は雑所得になることも考えられます。不動産所得はその貸付けが事業として行われている(事業的規模)かどうかで、青色申告特別控除など所得計算の取扱いが異なる。レンタル収納スペースとしてコンテナを5つ貸し付けている、又はビルのフロア内を10の区画に間仕切りして貸し付けていても、アパート等のいわゆる“5棟10室基準”にはよらず、収入金額などの実態で事業的規模か否かを判断されることとなります。

酒掃・応対・進退 《経営》

「酒掃(さいそう) 応対進退」という言葉は、『論語』の中に見られます。大体、酒掃とは掃除、応対とは挨拶、進退とは立ち居振る舞いで、これらは人間修養の一環として後回しにすべき事柄ではないと言われます。

近年、販売業やサービス業において「おもてなし」という言葉がよく使われますが、その本質を理解している人が少ないように思われます。「持て成し」とは元来は待遇やご馳走を意味しますが、最近使われているおもてなしとは、快い接客サービスや楽しい空間づくりの演出等を提供等をする事です。具体的に言えば、店舗内外(旅館ホテルであればロビーや客室等)の掃除、接客の挨拶、出迎え・見送り、身なり、姿勢や表情等がお客にとって快適かつ楽しいことです。昔、武家等では重要なお客を迎える時、門前や玄関の清掃を徹底したそうです。大名や旗本は、婚儀の際に門の立替や新築までしたと言います(江戸幕府十一代将軍徳川家斉の姫様が加賀藩に嫁ぐ時に建てた現在の東大赤門は有名)。ホテルや飲食店がうまい料理を出したり丁寧な接客態度で持て成したりすることは大切です。しかし、まずは清掃・挨拶・姿勢・親切な動作・身なり等の形(外見)を整えることが、おもてなしの第一歩となります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。